

## 第3章

## 日米安全保障体制の強化

日米安保条約に基づく日米安保体制は、わが国防衛の柱の一つである。また、日米安保体制の中核とする日米同盟は、わが国のみならずアジア太平洋地域の平和と安定のために不可欠な基礎をなすものである。さらに、同盟に基づく日米間の緊密な協力関係は、世界における安全保障上の課題に効果的に対処する上で重要な役割を果たしている。日米両国が共有する民主主義、法の支配、人権の尊重、資本主義経済といった基本的な価値を国際社会において促進する上で、この同盟関係は、ますます重要になっている。

わが国に駐留する米軍のプレゼンスは、わが国の防衛に寄与するのみならず、アジア太平洋地域における不測の事態の発生に対する抑止力および対処力として機能しており、日米安保体制の中核的要素をもっている。一方、在日米軍の駐留については、地域住民の生活環境に影響を与えることから、沖縄をはじめとする各地域の実情に合った負担軽減の努力が必要である。

このようにわが国の安全保障にとって重要な意味を持つ日米安保体制について、本章では、第1節において日米安保体制の意義や基本的枠組、在日米軍の駐留などを説明し、第2節において日米同盟の深化・拡大に関する歴史的経緯および日米合意ならびに在日米軍再編の調整に関する協議について説明する。さらに、第3節では、MV-22オスプレイの沖縄配備について説明し、第4節において日米防衛協力の強化に向けた取組について説明した上で、最後に第5節において米軍再編など、在日米軍の駐留に関する施策について説明する。



小野寺防衛大臣とヘーゲル米国防長官との共同会見の様子

## 第1節

## 日米安全保障体制

## 1 日米安全保障体制の意義

## 1 わが国の平和と安全の確保

現在の国際社会において、国の平和、安全および独立を確保するためには、核兵器の使用をはじめとする様々な態様の侵略から、軍事力による示威、恫喝に至るまで、あらゆる事態に対応できる隙のない防衛態勢を構築する必要がある。しかしながら、超大国である米国でさえ一国のみで自国の安全を確保することは困難な状況にある。ましてや、わが国が独力でこのような態勢を保持することは、人口、国土、経済の観点からも容易ではない。また、このような方向は、わが国の政治的姿勢として適切とはいえず、必ずしも地域の安定に寄与するものではない。

このため、わが国は、民主主義、法の支配、人権の尊重、資本主義経済といった基本的な価値観や世界の平和と安全の維持への関心を共有し、経済面においても関係が深く、かつ、強大な軍事力を有する米国との安全保障体制を基調として、わが国の平和と安全を確保してきた。

(図表Ⅱ-3-1-1 参照)

具体的には、日米安保条約第6条に基づき、米軍に対し

てわが国の施設・区域を提供するとともに、日米安保条約第5条において、わが国に対する武力攻撃があった場合、日米両国が共同して対処することとしている。この米国の日本防衛義務により、仮にどこかの国が、わが国に対して武力攻撃を企図したとしても、自衛隊のみならず、米国の有する強大な軍事力とも直接対決する事態を覚悟しなければならない。この結果、相手国は侵略を行えば耐えがたい損害を被ることを明白に認識し、わが国に対する侵略を思いとどまることになる。すなわち、侵略は抑止されることになる。

わが国としては、引き続きこのような米国の軍事力による抑止力をわが国の安全保障のために有効に機能させることで自らの適切な防衛力の保持と合わせ、隙のない態勢を構築し、わが国の平和と安全を確保していく考えである。

## 2 わが国の周辺地域の平和と安定の確保

日米安保条約第6条においては、米軍に対するわが国の施設・区域の提供の目的として、「日本国の安全」とともに、

図表Ⅱ-3-1-1 日米安保協力にかかわる主な経緯

1951(昭和26)年	旧日米安保条約の時代	旧「日米安全保障条約」承認
1952(昭和27)年		「同条約」発効
1958(昭和33)年	安保改定と新日米安保条約	藤山・ダレス会談(日米安保条約改定同意)
1960(昭和35)年		「日米安全保障条約」承認・発効
1968(昭和43)年	旧ガイドラインの策定と 拡大する日米防衛協力	(小笠原諸島復帰)
1969(昭和44)年		佐藤・ニクソン会談(安保条約継続、沖縄施政権返還)
1972(昭和47)年		(沖縄復帰)
1976(昭和51)年		(日米防衛協力小委員会設置合意)
1978(昭和53)年	冷戦の崩壊と 新ガイドラインの策定	旧「日米防衛協力のための指針」(旧ガイドライン)策定
1991(平成 3)年		(旧ソ連の崩壊、冷戦の終結)
1996(平成 8)年	米国同時多発テロ 以降の日米関係	「日米安全保障共同宣言」(橋本・クリントン会談)
1997(平成 9)年		「SACO最終報告」
2001(平成13)年		新「日米防衛協力のための指針」(新ガイドライン)策定
2003(平成15)年		(米国同時多発テロ)
2006(平成18)年	「世界の中の日米同盟」(小泉・ブッシュ会談)	「再編の実施のための日米ロードマップ」の策定
2007(平成19)年		「新世紀の日米同盟」(小泉・ブッシュ会談)
2010(平成22)年		「世界とアジアのための日米同盟」(安倍・ブッシュ会談)
2012(平成24)年		「かけがえのない日米同盟」(安倍・ブッシュ会談)
		日米安全保障条約締結50周年
		「未来に向けた共通のビジョン」(野田・オバマ会談)

「極東における国際の平和及び安全の維持」があげられている。これは、わが国の安全が、極東というわが国を含む地域の平和と安全ときわめて密接な関係にあるとの認識に基づくものである。

わが国の周辺地域には、依然として核戦力を含む大規模な軍事力が集中しており、多数の国が軍事力を近代化し、軍事的な活動などを活発化させている。また、領土や海洋をめぐる問題や、朝鮮半島や台湾海峡などをめぐる問題をはじめとする不透明・不確実な要素が残されている。こうした安全保障環境において、わが国に駐留する米軍のプレゼンスは、地域における不透明・不確実な要素に起因する不測の事態の発生に対する抑止力として機能しており、地域の諸国に大きな安心をもたらすことにより、いわば公共財としての役割を果たしている。また、日米安保体制を基調とする日米両国間の緊密な協力関係は、わが国の周辺地域の平和と安定にとって必要な米国の関与を確保する基盤となっている。このような体制は、オーストラリア、韓国およびフィリピンなど地域諸国と米国の間で構築された同盟関係や、その他の国々との友好関係とあいまって、地域の平和と安定の確保に重要な役割を果たしている。

### 3 国際的な安全保障環境の一層の安定化

日米安保体制は、防衛面のみならず、政治、経済、社会などの幅広い分野における日米の包括的・総合的な友好

協力関係の基礎となっている。日米安保体制を基調とする日米協力関係は、わが国の外交の基軸であり、多国間の安全保障に関する対話・協力の推進や国連の諸活動への協力など、国際社会の平和と安定へのわが国の積極的な取組に役立つものである。

現在、国際社会における安全保障上の課題として、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散、国際テロ、海賊行為などへの対応があり、また海洋、宇宙、サイバー空間の安定的利用に対するリスクが新たな課題となってきている。こうしたグローバルな安全保障課題は、一国で対応することはきわめて困難であり、関係する国々が平素から協力することが重要となっている。このような状況において、日米の緊密な協力関係は、わが国が効果的にこのような課題に対応していく上でも重要な役割を果たしている。

特に、自衛隊と米軍は、日米安保体制のもと、平素より様々な面での連携向上に努めている。こうした緊密な連携は、海賊対処など各種の国際的な活動において自衛隊と米軍が協力する上での基盤となっており、日米安保体制の実効性を高めることにもつながっている。

国際社会の平和と繁栄は、わが国の平和と繁栄と密接に結びついている。したがって、わが国が、卓越した活動能力を有する米国と協力して国際的な安全保障環境の一層の安定化のための取組を進めていくことにより、わが国の平和と繁栄はさらに確かなものとなる。

## 2 日米安全保障体制を支える基本的枠組

### 1 日米間の政策協議

日米間の安全保障に関する政策の協議は、通常的外交ルートによるもののほか、日米安全保障協議委員会（「2+2」）、日米安全保障高級事務レベル協議、防衛協力小委員会など、防衛・外務の関係者などにより、各種のレベルで緊密に行われている。

（図表Ⅱ-3-1-2参照）

さらに、防衛省としては、防衛大臣と米国防長官との間で日米防衛相会談を適宜行い、両国の防衛政策や防衛協力に焦点をあて協議している。また、防衛副大臣と米国防副長官との間や、防衛省・自衛隊の次官・幕僚長をはじめとする実務レベルにおいても、日米安保体制のもと、米国防省などとの間で随時協議や必要な情報の交換などを行っ

ている。近年、日米の防衛協力が進んだことにより、こうした機会はより重要になっている。



江渡防衛副大臣とカーター米国防副長官との会談の様子【米国防省】

図表Ⅱ-3-1-2 日米安全保障問題に関する日米両国政府の関係者間の主な政策協議の場

協議の場	出席対象者		目的	根拠など
	日本側	米側		
日米安全保障協議委員会 (SCC) Security Consultative Committee (「2+2」)	外務大臣 防衛大臣	国務長官 国防長官 (注1)	日米両政府間の理解の促進に役立ち、および安全保障の分野における協力関係の強化に貢献するような問題で安全保障の基盤をなし、かつ、これに関連するものについて検討	日米安保条約第4条などを根拠とし、60(昭和35)年1月19日付内閣総理大臣と米国国務長官との往復書簡に基づき設置
日米安全保障高級事務レベル協議 (SSC) Security Subcommittee	参加者は一定していない (注2)	参加者は一定していない (注2)	日米相互にとって関心のある安全保障上の諸問題について意見交換	日米安保条約第4条など
防衛協力小委員会 (SDC) Subcommittee for Defense Cooperation (注3)	外務省北米局長 防衛省防衛政策局長 および運用企画局長 統合幕僚監部の代表 (注4)	国務次官補 国防次官補 在日米大使館、 在日米軍、 統合参謀本部、 太平洋軍の代表	緊急時における自衛隊と米軍の間の整合のとれた共同対処行動を確保するためとするべき指針など、日米間の協力のあり方に関する研究協議	76(昭和51)年7月8日第16回日米安全保障協議委員会において同委員会の下部機構として設置。その後、96(平成8)年6月28日の日米次官級協議において改組
日米合同委員会	外務省北米局長 防衛省地方協力局長 など	在日米軍副司令官 在日米大使館 公使など	地位協定の実施に関して協議	地位協定第25条

(注1) 90(平成2)年12月26日以前は、駐日米国大使・太平洋軍司令官。

(注2) 両国次官・局長クラスなど事務レベルの要人により適宜行われている。

(注3) 96(平成8)年6月28日の改組時、審議官・次官補代理レベルの代理会合を設置した。

(注4) 97(平成9)年9月23日、防衛庁運用局長(当時)が加えられた。

このように、あらゆる機会とレベルを通じ情報や認識を日米間で共有することは、日米間の連携をより強化し、緊密化するものであり、日米安保体制の信頼性の向上に資するものである。このため、防衛省としても、主体的・積極的に取り組んでいる。

参照▶ 資料22

## 「日米防衛協力のための指針」とその実効性確保のための施策

日米両国がわが国に対する武力攻撃などに迅速に対処するにあたっては、あらかじめ両者の役割について協議し、決定しておくことが必要である。日米両国間には、このような役割に関する枠組が存在している。それが「日米防衛協力のための指針」(「指針」)とその実効性を確保するための諸施策である。日米両国はこの枠組に基づき、わが国を取り巻く安全保障環境の変化を踏まえつつ、両国間の協力計画などについて継続的に検討作業を実施し、協議を行うとともに、現状に合わせた「指針」見直しのための検討がなされている。ここでは、この枠組の概要について説明する。

### (1) 「日米防衛協力のための指針」

97(平成9)年、「2+2」会合において了承された「指針」の概要は、次のとおりである。

参照▶ 資料23

#### ア 「指針」の目的

「指針」は、平素およびわが国に対する武力攻撃や周辺事態<sup>1</sup>に際し、より効果的で信頼性のある日米協力を行うための堅固な基礎を構築することなどを目的としている。

#### イ 「指針」において定められた協力事項

##### (ア) 平素から行う協力

両国政府は、わが国の防衛とより安定した国際的な安全保障環境の構築のため、密接な協力を維持し、平素から情報交換や政策協議、安全保障対話・防衛交流、国連平和維持活動や人道的な国際救援活動、共同作戦計画や相互協力計画の検討、共同演習・訓練の強化、調整メカニズムの構築など、様々な分野での協力を充実する。

##### (イ) わが国に対する武力攻撃に際しての対処行動など

わが国に対する武力攻撃に際しての共同対処行動などは、引き続き日米防衛協力の中核的要素である。自衛隊は

<sup>1</sup> そのまま放置すればわが国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態など、わが国周辺の地域におけるわが国の平和と安全に重要な影響を与える事態(周辺事態安全確保法第1条)

主として防勢作戦<sup>2</sup>を行い、米軍はこれを支援・補完するための作戦を行う。両者は、作戦の整合性を保ちつつ、それぞれの作戦構想に基づき対処する。

#### (ウ) 周辺事態に際しての協力

両国政府は、周辺事態が発生することのないよう、外交を含めあらゆる努力を払う。

参照▶ 資料24

#### ウ 「指針」のもとでの日米共同の取組

「指針」のもとでの日米防衛協力を効果的に進め、確実に成果をあげるためには、平素から、武力攻撃または周辺事態に際してなどの安全保障上の様々な状況を通じ両国が協議を行うとともに、様々なレベルで十分に情報を共有しつつ調整を行うことが必要不可欠である。

このため、両国政府は、あらゆる機会をとらえて情報交換や政策協議を充実させていくほか、協議の促進、政策調整や作戦・活動分野の調整のため、次の二つのメカニズムを構築する。

##### (ア) 包括的なメカニズム

包括的なメカニズムは、平素において「指針」のもとでの日米共同作業を行うためのものであり、自衛隊と米軍だけでなく、両国政府の関係機関が関与して構築される。包括的なメカニズムでは、わが国に対する武力攻撃や周辺事態に円滑かつ効果的に対応できるよう、共同作戦計画や相互協力計画についての検討などの共同作業を行う。

(図表Ⅱ-3-1-3参照)

##### (イ) 調整メカニズム

調整メカニズムは、わが国に対する武力攻撃や周辺事態に際して両国が行うそれぞれの活動の調整を図るため、平素から構築しておくものである。

(図表Ⅱ-3-1-4参照)

#### (2) 「指針」の実効性を確保するための施策

##### ア 「指針」の実効性確保のための措置

「指針」の実効性を確保するためには、平素からの取組をはじめ、武力攻撃事態や周辺事態における日米協力について、法的側面を含めて必要な措置を適切に講じることが



岩崎統幕長とデンプシー米統合参謀本部議長

重要である。このような観点から、「指針」における共同作戦計画や相互協力計画の検討を含む日米間の共同作業を、平素から、政府全体で進めることが必要である。

これを踏まえ、周辺事態における日米協力の観点から、99(同11)年の周辺事態安全確保法、00(同12)年の船舶検査活動法などの法制整備が行われた。

また、武力攻撃事態等における日米協力の観点からは、有事法制整備の一環として、04(同16)年に米軍の行動の円滑化のための措置が講じられた。

参照▶ Ⅲ部1章2節

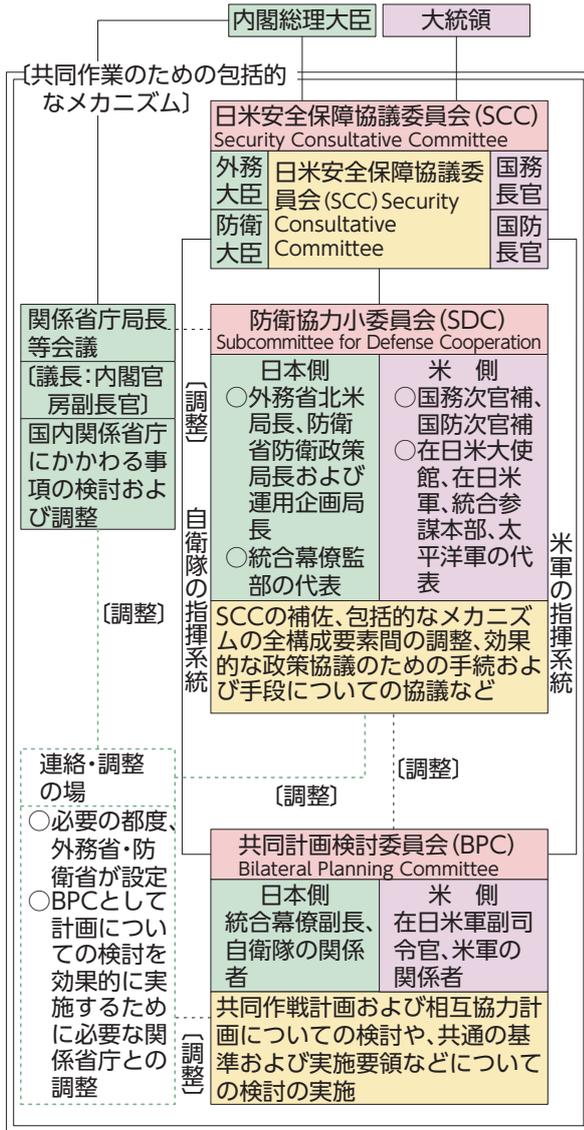
##### イ 周辺事態安全確保法と船舶検査活動法の概要

周辺事態安全確保法は、周辺事態に対応してわが国が行う措置(対応措置)<sup>3</sup>やその実施の手続などを定めている。また、船舶検査活動法は、周辺事態に対応してわが国が行う船舶検査活動に関して、その実施の態様や手続などを定めている。

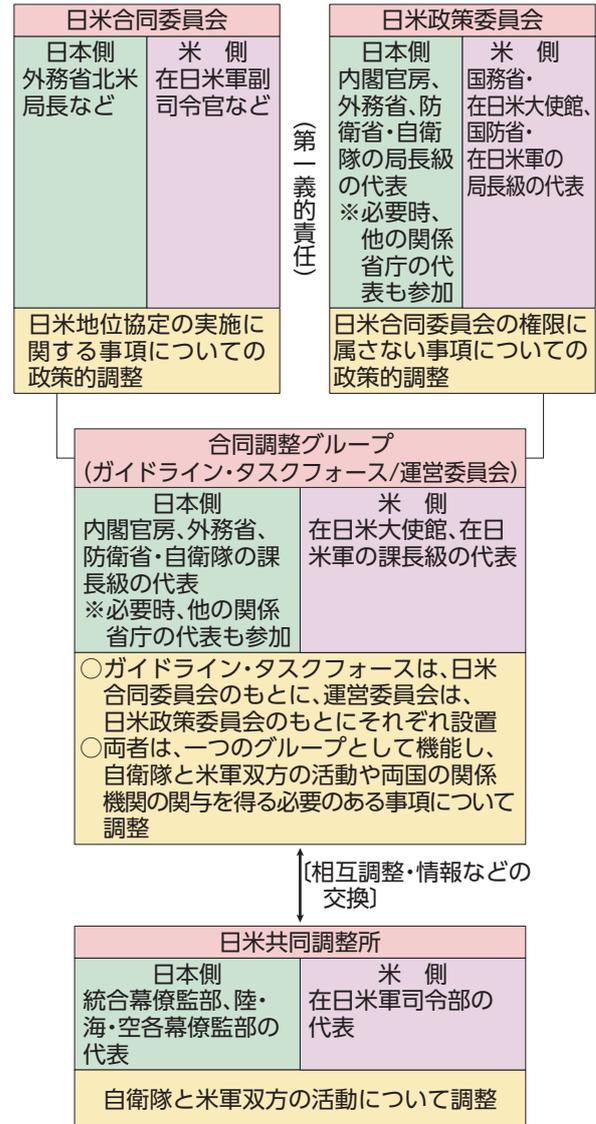
- 内閣総理大臣は、周辺事態に際して、自衛隊が行う後方地域支援<sup>4</sup>、後方地域搜索救助活動、船舶検査活動などを行う必要があると認めるときは、こうした措置を行うことと対応措置に関する基本計画の案について、閣議決定を求めなければならない。また、対応措置の実施については、国会の事前承認(緊急時は事後承認)を得なければならない。さらに、基本計画の決定・変更や対応措置の終了に際しては、遅滞なく、国会に報告する。

<sup>2</sup> 敵の攻勢に対し、その企図の達成を阻止する目的をもって行う作戦。また、攻勢とは、自ら敵を求めてこれを撃破しようとする積極的な形態をいう。  
<sup>3</sup> 後方地域支援、後方地域搜索救助活動、周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律に規定する船舶検査活動その他の周辺事態に対応するため必要な措置(周辺事態安全確保法第2条)  
<sup>4</sup> 後方地域とは、わが国の領域ならびに現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで行われる活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められるわが国周辺の公海(領海の基線から200海里(約370km)までの水域である排他的経済水域を含む。)およびその上空の範囲をいう。

図表Ⅱ-3-1-3 包括的なメカニズムの構成



図表Ⅱ-3-1-4 調整メカニズムの構成



- 防衛大臣は、基本計画に従い、実施要項（実施区域の指定など）を定め、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊などに、後方地域支援、後方地域搜索救助活動、船舶検査活動の実施を命ずる。
- 関係行政機関の長は、法令と基本計画に従い、対応措置を実施するとともに、地方公共団体の長に対し、その権限の行使について必要な協力を求め、また、法令と基本計画に従い、国以外の者に対し、必要な協力を依頼することができる<sup>5</sup>。

ウ 後方地域支援

後方地域支援とは、周辺事態に際して日米安保条約の目的達成に寄与する活動を行っている米軍に対し、後方地域においてわが国が行う物品・役務の提供、便宜の供与などの支援措置である。このうち、自衛隊が行う後方地域支援で提供の対象となる物品・役務の種類は、補給、輸送、修理・整備、医療、通信、空港・港湾業務および基地業務である。

エ 後方地域搜索救助活動

後方地域搜索救助活動とは、周辺事態において行われ

5 政府は、協力を求められまたは協力を依頼された国以外の者が、その協力により損失を受けた場合には、その損失に関し、必要な財政上の措置を講ずる。

た戦闘行為によって遭難した戦闘参加者について、後方地域で自衛隊が行う捜索救助活動(救助した者の輸送を含む。)である<sup>6</sup>。その際、戦闘参加者以外の遭難者がいる場合はあわせて救助を行う。また、実施区域に隣接する外国の領海に遭難者がいる場合は、その外国の同意を得て、遭難者の救助を行うことができる。ただし、その領海において現に戦闘行為が行われておらず、かつ、活動期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる場合に限る。

## オ 船舶検査活動

船舶検査活動とは、周辺事態に際し、わが国が参加する貿易その他の経済活動にかかわる規制措置の厳格な実施を確保する目的で、船舶(軍艦など<sup>7</sup>を除く。)の積荷・目的地を検査・確認する活動や必要に応じ船舶の航路・目的港・目的地の変更を要請する活動である。こうした活動は、国連安全保障理事会(国連安保理)決議に基づいて、または旗国<sup>8</sup>の同意を得て、わが国領海やわが国周辺の公海(排他的経済水域<sup>9</sup>を含む。)において行われる<sup>10</sup>。

## 3 在日米軍の駐留

### 1 在日米軍の駐留の意義

日米安保体制に基づく日米同盟が、わが国の防衛やアジア太平洋地域の平和と安全に寄与する抑止力として十分に機能するためには、在日米軍のプレゼンスが確保されていることや、在日米軍が緊急事態に迅速かつ機動的に対応できる態勢が平時からわが国とその周辺でとられていることなどが必要である。

このため、わが国は、日米安保条約に基づいて、米軍の駐留を認めている(図表Ⅱ-3-1-5参照)。これにより、前述のとおり、わが国に対する武力攻撃に際しては、相手国が自衛隊に加えて米軍と直接対決する事態を覚悟する必要が生じることとなり、在日米軍がわが国への侵略に対する抑止力になる。また、安定的な在日米軍の駐留を実現することは、わが国に対する武力攻撃があった場合の日米安保条約第5条に基づく日米の共同対処を迅速に行うために必要である。さらに、わが国防衛のための米軍の行動は、在日米軍のみならず、適時の兵力の来援によってもなされるが、在日米軍は、そのような来援のための基盤ともなる。

在日米軍が以上のような役割を果たすためには、在日米軍を含む米軍の各兵種が機能的に統合されている必要がある。たとえば、日米両国が協力してわが国に対する武力攻撃などに対処するにあつ

ては、米軍は主としていわゆる「矛」としての打撃力の役割を担っているが、このような打撃力として米軍が機能する際には、わが国に駐留する米海軍、米空軍、米海兵隊などが一体となって十分な機能を発揮するものと考えられる。

なお、日米安保条約は、第5条で米国の日本防衛義務を規定する一方、第6条でわが国の安全と極東における国際の平和と安全の維持のためにわが国の施設・区域の使用を米国に認めており、総合的に日米双方の義務のバランスを取っている。この点は、締約国による共同防衛についてのみ規定されている北大西洋条約とは異なっている。

(図表Ⅱ-3-1-6参照)



米空母「ジョージ・ワシントン」を中心とする日米の艦隊

6 周辺事態安全確保法第3条第1項第2号

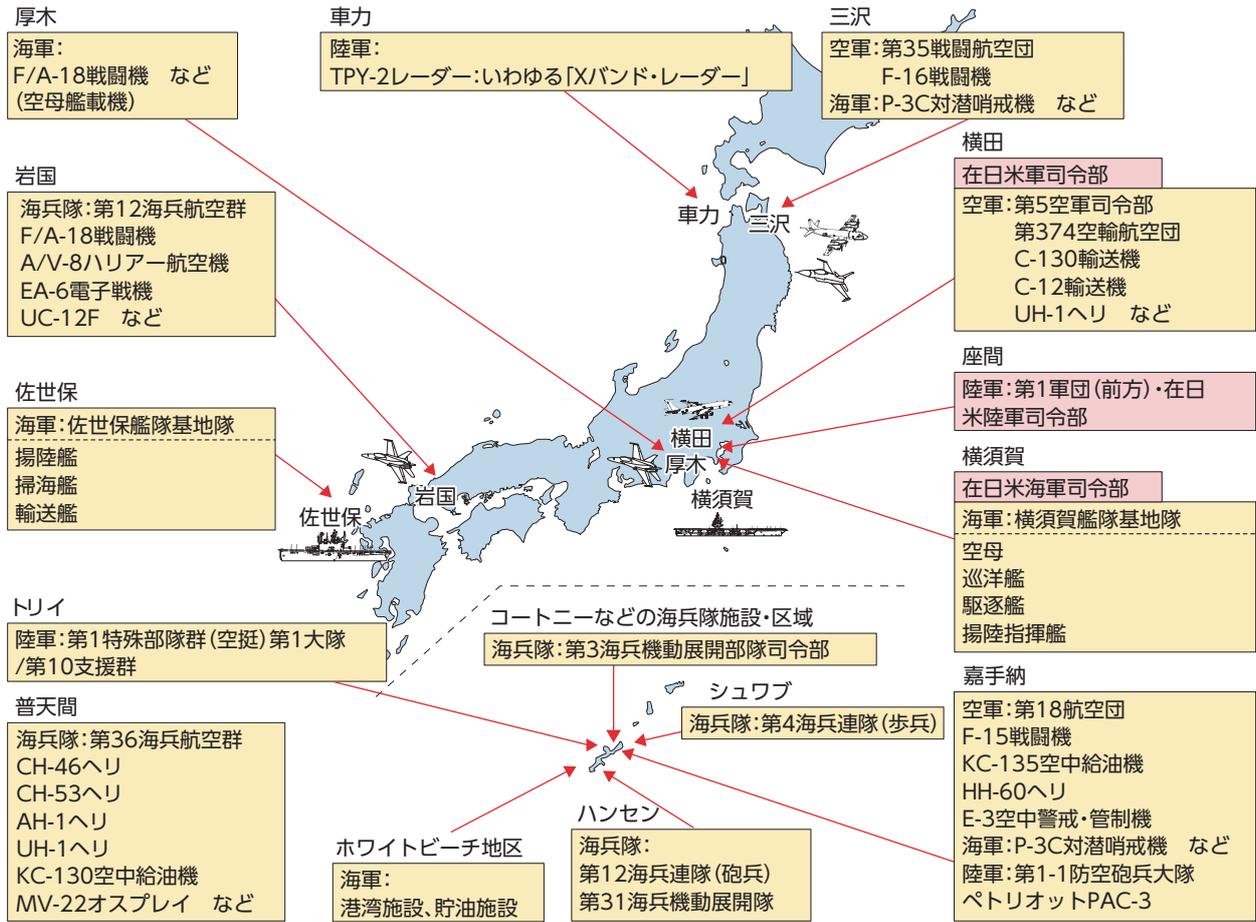
7 軍艦および各国政府が所有または運航する船舶であつて非商業的目的のみに使用されるもの

8 海洋法に関する国際連合条約第91条に規定するその旗を掲げる権利を有する国

9 「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」第1条参照

10 船舶検査活動法第2条

図表Ⅱ-3-1-5 在日米軍の日本における配置図



図表Ⅱ-3-1-6 在日米軍の意義と役割



## 2 在日米軍施設・区域と地域社会

在日米軍施設・区域がその機能を十分に発揮するためには、これを抱える地元の理解と協力が欠かせない。一方で、在日米軍施設・区域の周辺では、日米安保条約締結以来、過去数十年の間に市街化が進むなど、社会環境は大きく変化している。在日米軍施設・区域が十分に機能を発揮するとともに、真に国民に受け入れられ、支持されるものであるためには、こうした変化を踏まえ、在日米軍施設・区域による影響をできる限り軽減する必要がある。

わが国の国土は狭隘でかつ平野部が少なく、在日米軍施設・区域と、都市部や産業地区とが隣接している例も多い。このような地域においては、在日米軍施設・区域の設置や航空機の離発着などにより、住民の生活環境や地域の振興に大きな影響を与えることから、各地域の実情に合った負担軽減の努力が必要である。

## 3 沖縄の在日米軍

沖縄は、米本土やハワイ、グアムなどに比べて東アジアの各地域と近い位置にある。また、南西諸島のほぼ中央にあることや、わが国のシーレーンにも近いなど、安全保障上きわめて重要な位置にある。こうした地理的特徴を有する沖縄に、高い機動力と即応性を有し、様々な緊急事態への対処を担当する米海兵隊をはじめとする米軍が駐留し

ていることは、日米同盟の実効性をより確かなものにし、抑止力を高めるものであり、わが国の安全のみならずアジア太平洋地域の平和と安定に大きく寄与している。

(図表II-3-1-7参照)

一方、沖縄県内には、飛行場、演習場、後方支援施設など多くの在日米軍施設・区域が所在しており、13(平成25)年1月時点で、わが国における在日米軍施設・区域(専用施設)のうち、面積にして約74%が沖縄に集中している状況にある。このため、沖縄における負担の軽減については、前述の安全保障上の観点を踏まえつつ、最大限の努力をする必要がある。



米空軍嘉手納基地に展開中の最新鋭戦闘機F-22ラプター【米空軍】

## 4 在日米軍の駐留に関する枠組

在日米軍の駐留は日米安保体制の中核的な要素であり、わが国とアジア太平洋地域に対し深く関与するという米国の意思表示でもある。わが国としては、在日米軍の駐留を円滑にするため、日米安保体制の信頼性の向上を図っている。

### 1 日米地位協定に基づくわが国の措置など

在日米軍施設・区域および在日米軍の地位にかかわることは日米地位協定<sup>1</sup>(地位協定)により規定されており、この中には、在日米軍の使用に供するための施設・区域(在

日米軍施設・区域)の提供に関する事、在日米軍が必要とする労務の需要の充足に関する事などの定めがある。

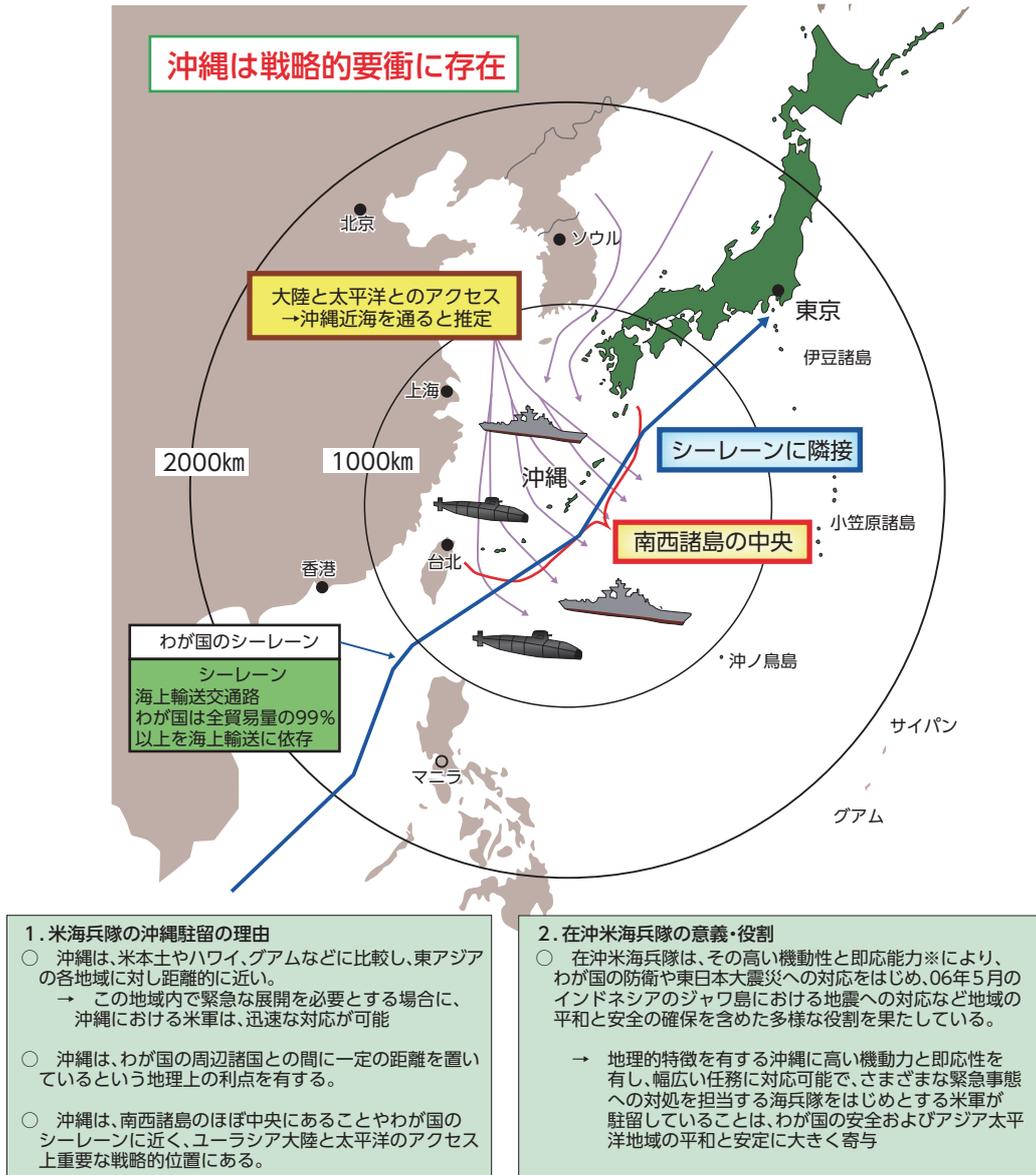
#### (1) 在日米軍施設・区域の提供

在日米軍施設・区域について、わが国は、地位協定の定めるところにより、日米合同委員会を通じた日米両国政府間の合意に従い提供している。

わが国は、在日米軍施設・区域の安定的な使用を確保するため、民有地や公有地については、所有者との合意の

<sup>1</sup> 正式名称：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

図表Ⅱ-3-1-7 沖縄の地政学的位置と在沖米海兵隊の意義・役割



もと、賃貸借契約などを結んでいる。しかし、このような合意が得られない場合には、駐留軍用地特措法<sup>2</sup>に基づき、土地の所有者に対する損失の補償を行った上で、使用権原<sup>3</sup>を取得することとしている。

**(2) 米軍が必要とする労務の需要の充足**

在日米軍は、同軍を維持するために労働力（労務）を必要としており、その需要は、地位協定により、わが国の援助を得て充足されることになっている。

全国の在日米軍施設・区域においては、平成24年度末現在、約2万6,000人の駐留軍等労働者（従業員）が、

2 正式名称：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法  
3 「権原」とは、ある行為を正当化する法律上の原因をいう。

司令部の事務職、整備・補給施設の技術者、基地警備部隊および消防組織の要員、福利厚生施設の販売員などとして勤務しており、在日米軍の円滑な運用に欠くことのできない存在として、その活動を支えている。

こうした従業員は、地位協定の規定により、わが国が雇用している。防衛省は、その人事管理、給与支払、衛生管理、福利厚生などに関する業務を行うことにより、在日米軍の駐留を支援している。

## 2 在日米軍駐留経費負担

日米安保体制の円滑かつ効果的な運用を確保する上で、在日米軍駐留経費負担は重要な役割を果たしている。1970年代半ばからのわが国における物価・賃金の高騰や国際経済情勢の変動などにより、在日米軍の駐留に関して米国が負担する経費は相当圧迫を受けた。このような状況を勘案し、地位協定の枠内でできる限りの努力を行うとの観点から、昭和53年度に福利費などの労務費の負担を開始した。また、昭和54年度からは、急激な円高ドル安という事情などを踏まえ、提供施設整備費の負担を開始した。

さらに、日米両国を取り巻く経済情勢の変化により、労務費が急激に増加し、従業員の雇用の安定が損なわれ、ひいては在日米軍の活動にも影響を及ぼすおそれが生じた。このため、87（昭和62）年、日米両国政府は、地位協定の経費負担原則の特例的な暫定措置として、地位協定第24条についての特別な措置を定める協定（特別協定）<sup>4</sup>を締結した。

これに基づき、わが国は調整手当（現地域手当）など8項目の労務費を負担するようになった。その後の特別協定により、平成3年度からは、基本給などの労務費と光熱水料等を、平成8年度からは、それらに加え訓練移転費をわが国が負担するようになった。

なお、こうした在日米軍駐留経費負担については、わが国の厳しい財政事情にも十分配慮しつつ見直しを行ってきており、平成11年度予算（歳出ベース）をピークに減

少に転じている。

10（平成22）年に行った包括的な見直しにおいて日米両政府は、在日米軍駐留経費負担全体の水準について、特別協定の有効期間中（平成23年度～平成27年度の5年間）、平成22年度予算額（1,881億円が目安）の水準を維持することとした。

## 3 特別協定

11（同23）年4月に発効した特別協定のポイントは、次のとおりである。

- (1) 対象期間：5年間
- (2) 経費負担：日本側が労務費、光熱水料等及び訓練移転費の全部又は一部を負担。なお、訓練移転費につき、国内への移転に伴い追加的に必要となる経費に加え、グアム等米国の施政下の領域への訓練移転に係るものも負担対象に追加

### ・運用方針（往復書簡）

労務費：日本側が負担する上限労働者数を、協定の期間中に、現在の23,055人から22,625人に段階的に削減<sup>5</sup>

光熱水料等：249億円を各年度の負担の上限としつつ、協定の期間中に、日本側の負担割合を現在の約76%から72%に段階的に削減

- (3) 節約努力：これらの経費につき、米側による一層の節約努力を明記<sup>6</sup>

参照▶ 資料25

## 4 在日米軍関係経費

在日米軍関係経費は、在日米軍駐留経費負担に加え、沖縄県民の負担を軽減するためにSACO最終報告（5節1参照）の内容を実施するための経費、米軍再編事業のうち地元の負担軽減などに資する措置にかかる経費などがある。

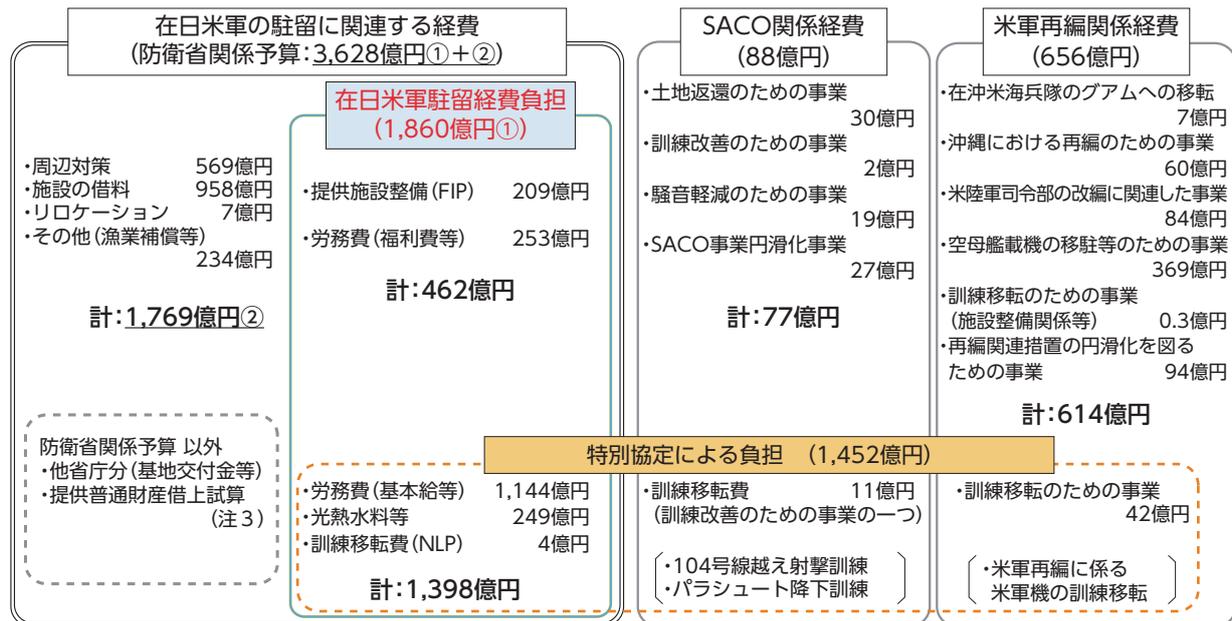
（図表II-3-1-8参照）

4 正式名称：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別な措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

5 「2+2」共同発表（11（平成23）年6月21日）「労務費を削減しつつも、駐留軍等労働者の安定的な雇用を維持するために引き続き最大限努力することと一致した。」

6 上記の措置により生じる労務費および光熱水料等の減額分が、提供施設整備費への増額分として充当される。

図表Ⅱ-3-1-8 在日米軍関係経費(平成25年度予算)



- (注) 1 特別協定による負担のうち、訓練移転費は、在日米軍駐留経費負担に含まれるものとSACO関係経費及び米軍再編関係経費に含まれるものがある。
- 2 SACO関係経費とは、沖縄県民の負担を軽減するためにSACO最終報告の内容を実施するための経費、米軍再編関係経費とは、米軍再編事業のうち地元の負担軽減等に資する措置に係る経費である。他方、在日米軍駐留経費負担については、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用を確保していくことはきわめて重要との観点からわが国が自主的な努力を払ってきたものであり、その性格が異なるため区別して整理している。
- 3 在日米軍の駐留に関連する経費には、防衛省関係予算のほか、防衛省以外の他省庁分(基地交付金等:377億円、24年度予算)、提供普通財産借上試算(1,656億円、24年度試算)がある。
- 4 四捨五入のため、合計値があわないことがある。

## 5 日米共同訓練

自衛隊と米軍は、戦術面などの相互理解と意思疎通を深め、相互運用性(インターオペラビリティ)を向上させるとともに日米の共同対処能力を高めるため、平素より様々な共同訓練を実施してきている。昭和60年度以降、日米共同統合演習として、おおむね毎年交互に指揮所演習または実動演習を行ってきており、12(平成24)年11月の実動演習は、11回目であった。また、陸・海・空自は、国内のみならず、米国に部隊を派遣するなどして、日米共同方面隊指揮所演習、対潜特別訓練、日米共同戦闘機戦闘訓練など共同訓練を拡大してきており、軍種・部隊レベルにおいても相互運用性および日米の共同対処能力向上の努力を続けている。その一つとして、同年10月から11月に行った国内における米陸軍との実動訓練には、装輪装甲車「ストライカー」を装備し機動展開能力に優れたストライカー大隊が初めて参加し、陸自の参加部隊は同大隊との連携要領を演練した。

こうした、平素からの共同訓練を行うことは、相互の能力や戦術についての理解を深め、日米共同対処能力の維持・向上に大きく資するのみならず、日米それぞれの戦術技量の向上を図る上でも有益である。とりわけ、実戦経験豊富な米軍から習得できる知見や技術は極めて貴重であり、自衛隊の能力向上に大きく資するものである。また、効果的な時期、場所、規模で共同訓練を実施することは、日米間での一致した意思や能力を示すことにもなり、抑止の機能を果たすことになる。これらの観点を踏まえ、防衛省・自衛隊は、引き続き共同訓練の内容の充実に努めているところである。

参照▶ 資料26



キーン・ソード13において編隊飛行する空自機と米海軍機



海自隊員と米海軍兵士との共同訓練後の艦上での集合写真



日米共同方面隊指揮所演習

## 6 日米物品役務相互提供協定

日米物品役務相互提供協定<sup>1</sup> (ACSA) は、自衛隊と米軍との間で、その一方が物品や役務の提供を要請した場合には、他方は、提供ができることを基本原則としている<sup>2</sup>。

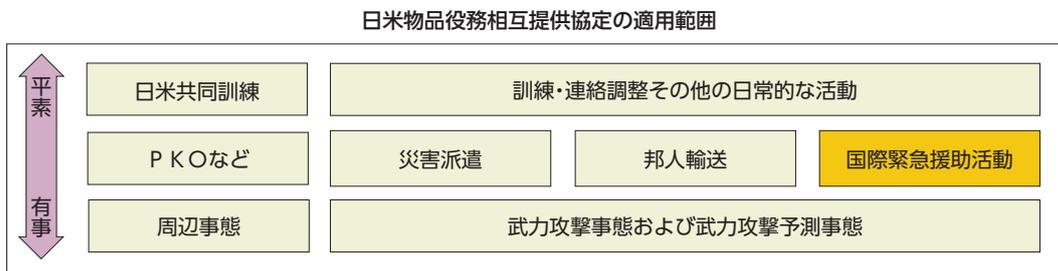
この協定は、日米安保条約の円滑かつ効果的な運用と、国連を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与することを目的とし、平時における共同訓練をはじめ、災害

派遣活動、国際平和協力活動、周辺事態、武力攻撃事態といった様々な状況における協力を適用される。

また、12 (同24) 年11月26日に自衛隊法が改正されたことにより、国際緊急援助活動などを実施する自衛隊による米軍に対する物品役務の提供が可能となった。

(図表Ⅱ-3-1-9参照)

図表Ⅱ-3-1-9 日米物品役務相互提供協定 (ACSA)



■ は、12 (平成24) 年の改正で追加。

1 正式名称：日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定

2 提供の対象となる物品・役務の区分は、食料、水、宿泊、輸送（空輸を含む）、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信、衛生業務、基地支援、保管、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備および空港・港湾業務ならびに弾薬（武力攻撃事態および武力攻撃予測事態の場合のみ。）である。（武器の提供は含まれない。）

## 7 装備・技術面での交流

わが国は、日米安保条約や「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」に基づく相互協力の原則を踏まえ、わが国の技術基盤・生産基盤の維持に留意しつつ、米国との装備・技術面での協力を積極的に進めることとしている。

わが国は、日米の技術協力体制の進展と技術水準の向上といった状況を踏まえ、米国に対しては武器輸出三原則などによらず武器技術を供与することとし、83（昭和58）年、「対米武器技術供与取極<sup>とりきめ</sup>」<sup>1</sup>を締結した。また、

06（平成18）年6月には、これに代わる「対米武器・武器技術供与取極」<sup>2</sup>を締結した。

こうした枠組のもと、弾道ミサイル防衛共同技術研究に関連する武器技術など20件の武器・武器技術の対米供与を決定している。

また、日米両国は、装備・技術面での意見交換の場である日米装備・技術定期協議（S&TF）<sup>Systems and Technology Forum</sup>などで協議を行い、合意された具体的なプロジェクトについては共同研究開発などを行っている。

参照▶ 資料27

## 8 大規模災害における協力

11（同23）年3月11日に発生した東日本大震災においては、自衛隊と米軍との間で培われた強い絆に基づく高い共同対処能力が発揮された。

被災地を中心に大規模な支援を行った米軍の「トモダチ作戦」による自衛隊との共同対処の成功は、長年にわたる日米共同訓練などの成果であり、今後のさらなる同盟の深化に繋がるものとなった。

米軍は、東日本大震災を受けた人道支援・災害救援活動を「トモダチ作戦」と命名し、最大時で人員約1万6,000人、艦船約15隻、航空機約140機を投入するなど大規模な兵力で、捜索救助、物資輸送、仙台空港の復旧、新学期を前にした学校の清掃、気仙沼大島における瓦礫除去作業、さらには日米共同での行方不明者の集中捜索など、被災地を中心に大規模な支援活動を行った。

米軍の支援活動は、かつてない規模で行われ、わが国の復旧・復興に大きく貢献するとともに、被災者をはじめ多くの日本国民が在日米軍への信頼と感謝の念を深めた。

東日本大震災における日米共同対処が成功した大きな要因は、平素からの日米協力、迅速かつ綿密な日米調整の実施、在日米軍の存在などがある。加えて、平素からの政策協議や共同訓練のみならず、米軍が日本に駐留することに

より日本の地理や文化などに精通していたからでもある。

一方で、国内災害における日米の役割・任務・能力の明確化、防災訓練への米軍の一層の参加を通じた共同要領の具体化、情報共有と効果的な調整のためのメカニズムのあり方などの課題も明らかとなった。

これらを踏まえ、自衛隊と米軍が、将来における多様な事態に際して、より効果的な相互支援ができるよう、現在、教訓を踏まえた具体的な検討を進めているところである。（図表Ⅱ-3-1-10参照）



日米が協力して災害救援活動を実施する様子

1 正式名称：日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づくアメリカ合衆国に対する武器技術の供与に関する交換公文

2 正式名称：日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づくアメリカ合衆国に対する武器及び武器技術の供与に関する交換公文

図表II-3-1-10 トモダチ作戦における米軍の活動状況

